

# 千歳川を 桜であふれる水辺空間へ

～ 千歳の新たな名所づくりに参加しませんか ～



平成28年10月

(令和4年3月改訂)

千歳市

## 千歳川桜プロジェクトはじまります！

千歳市の中心市街地を流れる千歳川の周辺は、その清流とともに、樹木や花壇などが道行く人を楽しませています。

市は、千歳川周辺の水辺空間を良好にし、賑わい・憩いの空間として多くのみなさんに親しまれるとともに、市街地の活性化に繋がるよう、新たに桜に囲まれた空間を創出する『千歳川桜プロジェクト』を策定しました。

### 千歳川の桜のこれまで

千歳川両岸の樹木については、昭和50年頃に実施された国による河川の護岸整備に合わせ、市が河川敷を借り受け、市民が主体となって国道36号から日の出大通までの約1.6kmの区間に、桜や柳を中心に約300本の植樹を行いました。

その後、台風や病気などにより一時は約180本まで減少したことから、市はこれまで減少した樹木の一部を桜で補植し、現在は約220本となっておりますが、ところどころ空間が目立つ状況となっております。

### 『千歳川桜プロジェクト』とは

中心市街地を流れる千歳川周辺の水辺空間を良好にし、賑わい・憩いの空間として多くのみなさんに親しまれるとともに、市街地の活性化につながるよう、平成28年10月に『千歳川桜プロジェクト』を策定しました。

プロジェクトの内容としましては、千歳川の両岸約1.6kmの区間に、既存の樹木との連続性を考慮して、樹高7m、幹径20cm程度の大きなエゾヤマザクラを令和3年度までに80本植樹することとしておりました。

しかしながら、千歳川両岸の樹木については、台風による倒木や病気等により昭和50年頃に植栽した桜や柳を約30本伐採したため空間が生じたことから、既存木の間隔を確認して割り付けした結果、28本の植栽が可能となりました。このことから、事業期間を令和5年度まで延長し、28本の桜を補植することとしました。



## 千歳の新たな桜の名所づくりに参加しませんか

市では、市民の皆さまによる千歳川沿いの植樹の歴史を継承しつつ、千歳川を生かした魅力的なまちづくりに繋がるよう、桜の補植や維持管理のため、千歳川桜プロジェクトにご賛同いただける市民や団体などからの寄附金を、事業費の一部に活かして参りたいと考えております。

つきましては、新たな桜の名所づくりにご理解いただきますよう、下記のとおりご案内申し上げます。



### <寄附の対象>

「千歳川桜プロジェクト」にご賛同いただける個人、団体等

### <寄附金の使いみち>

「千歳川桜プロジェクト」に充てます。

### <申込み方法>

(1) 個人(千歳市在住の方)、団体等

: 寄附申込書に必要事項と連絡先をご記入の上、総務部総務課  
総務係までお申込みください。

(2) 個人(千歳市外在住の方)

: ふるさと納税を活用してお申込みください。

### <寄附の公表>

本プロジェクトが多くの皆さまにより支えられていることを広く周知するため、ご寄附をいただいた方の氏名(個人名、団体名等)をホームページ上で公表いたします。(希望者のみ)

### < 記念碑の設置 >

本プロジェクトが市民協働で行われたことを示す記念碑を設置いたします。

一定額以上<sup>1</sup>のご寄附をいただいた場合は、記念碑に記名<sup>2</sup>させていただきます。(希望者のみ)

### < プレートの掲示について >

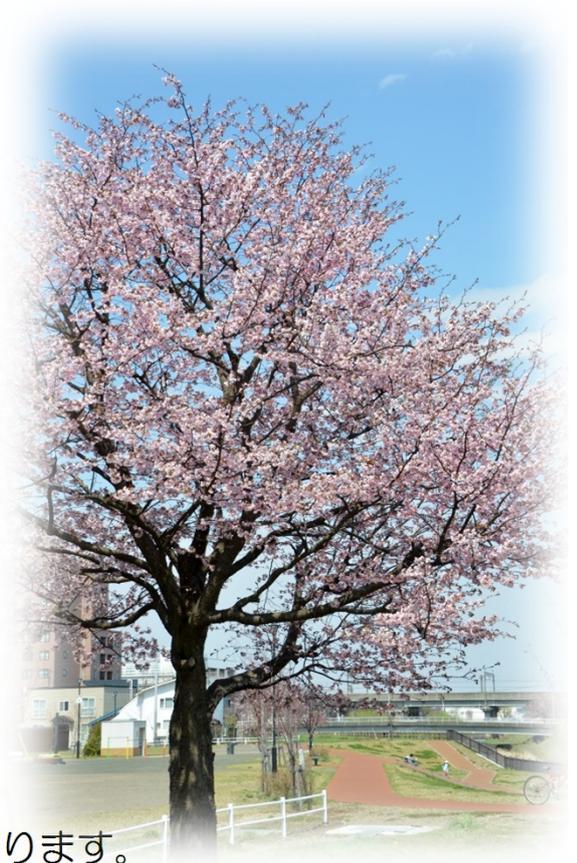
1本当りにかかる植樹費以上<sup>3</sup>のご寄附については、上記の記念碑に記名を行うとともに、市が設定する樹木に一定期間<sup>4</sup>、寄附者名のプレートを掲示いたします。<sup>5</sup>(希望者のみ)

### < 寄附金控除 >

個人については確定申告を行うことで、寄附額のうち2千円を超える部分について一定の金額が所得控除されます。

団体等については法人税の「損金扱い」となります。

なお、申告の際には納付時に受け取った領収書が必要です。詳しくは所轄の税務署にお問い合わせください。



- 1 記念碑への記名は、個人5万円、非営利団体10万円、営利団体50万円以上のご寄附からといたします。
- 2 個人は個人名、団体は団体名を記名します。なお、記念碑への記名は1回のみとさせていただきます。
- 3 植樹費は1本当り70万円とします。
- 4 桜の設定は1回のみとさせていただきます。なお、植樹箇所の指定はできません。
- 5 プレートの掲示は事業期間中とさせていただきます。

### < お問い合わせ先 >

#### (1) 千歳川桜プロジェクトについて

建設部 都市整備課 公園整備係

電話：0123-24-0696(直通)

#### (2) 寄附のお申し込みについて

総務部 総務課 総務係

電話：0123-24-0109(直通)

FAX：0123-22-8852

#### (3) ふるさと納税について

企画部 政策推進課 シティセールス推進係

電話：0123-24-3190(直通)